



保健福祉課 からののお知らせ

本庁 福祉チーム TEL 0994-22-3042

各種手当のお知らせ

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成など子育てのための制度があります。いずれかの手当の対象の方で、手当での申請をされていない方は保健福祉課保健福祉チーム・住民生活課民生チームまでお問い合わせください。

【児童手当】

受給資格者：中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

支給額：3歳未満…一律1万5千円・3歳以上小学校修了前…1万円（第3子以降は1万5千円）
中学生…一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【児童扶養手当・特別児童扶養手当】

●児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に支給される手当で、児童が育成される家庭の生活安定と、自立促進に資することを目的としています。

●特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に一定の障害がある20歳未満の児童を監護している父（母）又は養育者に支給される手当で、児童の福祉向上に資することを目的としています。

【ひとり親家庭医療費助成】

ひとり親家庭等の医療費助成制度は、ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の健康保険給付の自己負担分のうち一部負担金を除いて助成する制度です。

手当月額（平成28年4月～）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	42,330円	受給者の所得に応じて 42,320円～9,990円
2人	47,330円	上記金額に5,000円を加算
3人～	児童が1人増すごとに3,000円を加算	

手当月額（平成28年4月～）

区分	月額（児童1人につき）
1級（重度障害児）	51,500円
2級（中度障害児）	34,300円



住民税務課 からののお知らせ

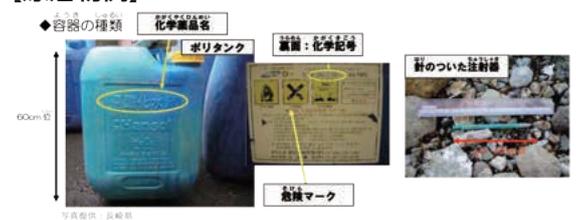
本庁 住民チーム TEL 0994-22-3039

海岸への漂着物にはご注意ください。

海岸に漂着するゴミの中には、薬品・農薬等の液体が入っている容器や、使用済みの注射器等の危険物が確認され、これによる事故も発生しております。

海でのレジャーが本格化する時期です。もし危険物だと思われるものを発見したら、素手で触らないようにしましょう。また、その際は住民税務課住民チームまでご連絡ください。

【漂着物例】



観光交流課 からののお知らせ

観光交流チーム TEL 0994-25-2511

第8回やまんなか音楽会 in はなげ 2016

今年も8月5日（金）・6日（土）に「やまんなか音楽会 in はなげ」を開催します。5,000本を超える灯籠やキャンドルで彩られた花瀬川石畳を舞台に開催する野外音楽ライブ、クライマックスには音楽花火もあります。ぜひ、多数の方のご来場お待ちしております。

開催日：平成28年8月5日（金）・6日（土） 午後6時30分から ※5日（金）は灯籠点灯のみ

場所：花瀬自然公園内（花瀬川特設会場）

出演者：カサリンチュ、クラシックコンサート他

問合せ：錦江やまんなか協議会（錦江町役場田代支所 観光交流課内）

TEL 0994-25-2511

【町内出店者募集】出店料 2,000円（詳細はお問い合わせください。7月22日（金）締切）

